



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*9 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (県民生活課) 1

規 則

和歌山県規則第9号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例施行規則 (平成10年和歌山県規則第100号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法第10条第1項に規定する」を「前項の申請書に添付する」に、「同項第1項」を「法第10条第1項第1号」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

(補正書)

第3条の2 条例第2条の2第2項の補正書は、補正書 (別記第2号様式) によるものとする。

2 前項の補正書に添付する書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

第4条中「の届出書」を「の規定による届出」に、「別記第2号様式) によるもの」を「別記第3号様式) により行うもの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出に添付する法第13条第2項の登記事項証明書にはその写し1通を、法第14条の財産目録には副本1通をそれぞれ添えるものとする。

第4条の2第1項中「第2条の2」を「第2条の3」に改める。

第5条第1項中「第23条第1項」の次に「(法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条第2項中「第23条第2項」の次に「(法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第1項の届出に添付する法第23条第1項の変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

第6条第1項中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「及び」を「、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに」に、「掲げる書類」を「掲げるもの」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第3条の2第2項の規定は、法第25条第3項の定款の変更の認証について準用する。この場合において、第3条の2第2項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるもの」とあるのは「変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第2号イに掲げるもの」と読み替えるものとする。

第7条を次のように改める。

(定款変更届出書)

第7条 条例第3条の2の届出書は、定款変更届出書 (別記第6号様式) によるものとする。

2 前項の届出書に添付する法第25条第6項の変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

第7条の次に次の1条を加える。

(定款の変更の登記完了提出書)

第7条の2 法第25条第7項(法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による登記事項証明書の提出は、登記事項証明書を添付した定款の変更の登記完了提出書(別記第7号様式)により行うものとする。

2 前項の登記事項証明書には、当該登記事項証明書の写し1通を添えるものとする。

第8条を次のように改める。

(事業報告書等提出書)

第8条 条例第4条の事業報告書等の提出は、事業報告書等を添付した事業報告書等提出書(別記第8号様式)により行うものとする。

2 前項の事業報告書等には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

第8条の2を削る。

第9条の見出し中「閲覧」の次に「又は謄写」を加え、同条第1項中「第5条」の次に「及び第19条」を加え、「閲覧請求書(別記第8号様式)」を「特定非営利活動法人の事業報告書等又は認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等の閲覧請求書(別記第9号様式)」に改め、同条第2項中「前項の閲覧」を「第1項の閲覧及び前項の謄写」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第5条及び第19条の謄写は、特定非営利活動法人の事業報告書等又は認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等の謄写に係る写しの交付請求書(別記第10号様式)を知事に提出してするものとする。

第10条中「別記第9号様式」を「別記第11号様式」に改める。

第11条中「別記第10号様式」を「別記第12号様式」に改める。

第12条中「別記第11号様式」を「別記第13号様式」に改める。

第13条中「別記第12号様式」を「別記第14号様式」に改める。

第14条中「別記第13号様式」を「別記第15号様式」に改める。

第15条第1項中「別記第13号の2様式」を「別記第16号様式」に改める。

第16条中「の届出書」を「の規定による届出」に、「別記第13号様式の3)による」を「別記第17号様式)により行う」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の届出に添付する法第39条第2項において準用する、法第13条第2項の登記事項証明書にはその写し1通を、法第14条の財産目録には副本1通をそれぞれ添えるものとする。

第17条中「別記第14号様式」を「別記第18号様式」に改める。

第18条を次のように改める。

(認定を受けるための申請書)

第18条 条例第13条の申請書は、認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書(別記第19号様式)によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第44条第2項第2号及び第3号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

第21条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条を第29条とする。

第20条第1項中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条を第28条とする。

第19条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に改め、同条を第27条とし、第18条の次に次の8条を加える。

(認定の有効期間の更新の申請書)

第19条 条例第15条の申請書は、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書(別記第20号様式)によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第51条第5項の規定において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(認定特定非営利活動法人の役員の変更等の届出等に係る特例)

第20条 法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により認定特定非営利活動法人について法第23条、法第25条第6項及び第7項並びに法第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの（以下「非所轄法人」という。）がこれらの規定による届出又は提出を知事にする場合には、第5条第3項、第7条第2項、第7条の2第2項及び第8条第2項の規定にかかわらず、これらの書類の写し又は副本の添付を要しないものとする。

(定款変更の認証を受けた場合の提出書)

第21条 条例第16条の提出書は、認定特定非営利活動法人等が定款変更の認証を受けた場合の提出書（別記第21号様式）によるものとする。

(代表者変更届出書)

第22条 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、認定特定非営利活動法人等の代表者変更届出書（別記第22号様式）により行うものとする。

(役員報酬規程等提出書等)

第23条 条例第17条の書類の提出は、法第55条第1項に掲げる書類（法第54条第2項第2号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）を添付した認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等提出書（別記第23号様式）により行うものとする。

2 前項の書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

3 法第55条第1項又は第2項の規定により非所轄法人が知事に書類を提出する場合には、前項及び次条第3項の規定にかかわらず、当該書類の副本の添付を要しないものとする。

(助成金の支給を行った場合の実績の提出書等)

第24条 条例第18条の法第54条第3項に規定する書類の提出は、認定特定非営利活動法人等が助成金の支給を行った場合の実績の提出書（別記第24号様式）により行うものとする。

2 条例第18条の法第54条第4項に規定する書類の提出は、認定特定非営利活動法人等が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書（別記第25号様式）により行うものとする。

3 前2項の提出書に添付する書類には、副本1通を添えるものとする。

(仮認定を受けるための申請書)

第25条 条例第20条の申請書は、仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書（別記第26号様式）によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第58条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(合併の認定を受けるための申請書)

第26条 条例第21条の申請書は、特定非営利活動促進法第63条第1項又は同条第2項の合併の認定を受けるための申請書（別記第27号様式）によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げるものには、それぞれ副本1通を添えるものとする。

別記第1号様式（備考）3（10）中「収支予算書」を「活動予算書」に改める。

別記第14号様式を削る。

別記第13号様式の3（備考）2（1）中「2部」を「1部」に改め、（2）を削り、（3）を（2）とし、同様式を別記第17号様式とする。

別記第13号の2様式中 「3 主たる事務所の所在地
4 定款に記載された目的」 を 「3 主たる事務所の所在地
4 その他の事務所の所在地 に改め、同様
5 定款に記載された目的 」

式(備考)3中「上記3」の次に「及び上記4」を加え、同様式(備考)4(10)中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同様式を別記第16様式とする。

別記第13号様式を別記第15号様式とし、別記第12号様式を別記第14号様式とし、別記第11号様式を別記第13号様式とする。

別記第10号様式(備考)2中「の部」を「の部分」に改め、同様式を別記第12号様式とし、別記第9号様式を別記第11号様式とする。

別記第8号様式中「特定非営利活動法人の事業報告書等」の次に「又は認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等」を加え、「第29条第2項」を「第30条又は第56条(同法第62条において準用する場合を含む。)」に、「特定非営利活動法人の名称」を「特定非営利活動法人又は認定特定非営利活動法人等の名称」に改め、同様式に備考として次のように加え、同様式を別記第9号様式とする。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

別記第10号様式(第9条関係)

特定非営利活動法人の事業報告書等又は認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等の
謄写に係る写しの交付請求書

和歌山県知事 様

申請者 住所又は居所
氏名
電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕印

特定非営利活動促進法第30条又は第56条（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により
下記のとおり特定非営利活動法人の事業報告書等又は認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等の
写しの交付を請求します。

記

- 1 請求しようとする特定非営利活動法人又は認定特定非営利活動法人等の名称及び主たる事務所の
所在地
- 2 謄写を希望する書面
- 3 枚数 枚
- 4 求める写しの交付方法 送付を希望する 送付を希望しない
- 5 交付手数料

(交付手数料)	(県証紙貼付)	(受付印)
円		

交付手数料の計算方法 枚×10円＝ 円

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記第4号様式から別記第7号様式の2までを削る。

別記第3号様式中「第23条第1項」を「第23条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同様式（備考）中6を7とし、5の次に次のように加える。

6 この届出書には、変更後の役員名簿2部を添付すること。ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。

別記第3号様式（備考）に次のように加える。

8 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

別記第3号様式を別記第4号様式とし、同様式の次に次の4様式を加える。

別記第5号様式(第6条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人の名称

主たる事務所の所在地

代表者氏名

印

電話番号

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

新 (変更後)	旧 (現行)

2 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 上記1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第4項)〔1部〕及び変更後の定款(法第25条第4項)〔2部〕を添付すること。ただし、定款変更の内容が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものである場合は、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(法第25条第4項)〔2部〕も添付すること。
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合は、3に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。
 - (1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第26条第2項)〔2部〕
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第26条第2項)
 - (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計

画書、同項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録(法第26条第2項)

- 5 法第 52 条 3 項の規定により、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第 26 条第 1 項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、3 及び 4 に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。
- (1) 法第 44 条第 2 項第 1 号に規定する寄附者名簿の写し(仮認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第 2 号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第 47 条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第 3 号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は仮認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第 54 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに規定する以下の書類の写し
- ア 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- イ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
- (ア) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- (イ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- (ウ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引
- b 役員等との取引
- (エ) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員配偶者若しくは 3 親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- (オ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- (カ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- (キ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が 200 万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び用途並びにその実施日
- ウ 法第 45 条第 1 項第 3 号(ロに係る部分を除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに法第 47 条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第 54 条第 3 項及び第 4 項に規定する以下の書類の写し
- ア 助成金の支給の実績を記載した書類
- イ 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が 200 万円以下のものを除く。)を行う場合で、事前に、その金額及び用途並びにその予定日(事前の作成が困難な場合はその実施日)を記載した書類

別記第6号様式(第7条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人の名称
 代表者氏名 印
 電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

新（変更後）	旧（現行）

2 変更の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 上記1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 3 この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること。ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、副本の添付を要しない。
- 4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

別記第7号様式(第7条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、提出します。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この提出書には、登記事項証明書1部及びその写し1部を添付すること。ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、写しの添付を要しない。
- 3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

別記第8号様式(第8条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名 印
電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この提出書には、上記の提出書類各2部を添付すること。
- 3 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を1つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合には、脚注においてその旨を記載すること。
- 4 上記5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。
- 5 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

別記第2号様式 (備考) 2中「写し〔2部〕」を「写し〔1部〕」に改め、(2)を削り、(3)を(2)とし、同様式を第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式(第3条の2関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の名称
申請者氏名又は代表者氏名 印
電話番号

補正書

年 月 日に申請した[補正する書類の種類]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第 10 条第 3 項 (同法第 25 条第 5 項及び同法第 34 条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後	申請段階

2 補正の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 [補正する書類の種類]には、申請書の場合はその申請書の名称 (「設立認証申請書」等) を、申請書に添付された書類の場合は当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言 (「設立認証申請書に添付する法第 10 条第 1 項第 1 号の書類」等) を記載すること。
- 3 上記 1 には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 4 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各 2 部を添付すること。
 - (1) 定款
 - (2) 役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)
 - (3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
 - (4) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
 - (5) 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書

別記第17号様式の次に次の10様式を加える。

別記第18号様式(第17条関係)

(表)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">職 名 氏 名 生年月日</p> <p style="margin-left: 20px;">特定非営利活動促進法第 41 条 第 3 項の規定による職員の証</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日発行</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> (有効期間 年) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px; text-align: center;"> 県 印 </div> </div> <p style="margin-left: 20px;">和 歌 山 県</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">写 真</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 30%; margin: 10px auto; padding: 5px;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">県 印</p> </div> </div>
---	--

(裏)

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第 41 条第 3 項（同法第 64 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

特定非営利活動促進法（抜粋）

（報告及び検査）

第 41 条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第 1 項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第 1 項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格 B 列 8 番とすること。

別記第 19 号様式 (第 18 条関係)

受付印

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

年月日 和歌山県知事様	主たる事務所の所在地	〒		電話 () —	
	(フリガナ)			FAX () —	
	特定非営利活動法人の名称				
	(フリガナ)				
	代表者氏名			印	
	設立年月日	年	月	日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準
	事業年度	月	日	月	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間) (過去に認定した所轄庁)	有 ・ 無 (自 年 月 日 至 年 月 日)			<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	過去の仮認定の有無 (仮認定を受けた日) (過去に仮認定した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日)			
	認定取消の有無 (取 消 日) (取り消した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日)			
仮認定取消の有無 (取 消 日) (取り消した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日)				

特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項の認定を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

その他の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒		
電話 () — FAX () —		
〒		
電話 () — FAX () —		

(認定申請書次葉)

申請法人名		
その他の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記第 20 号様式 (第 19 条関係)

受付印

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

年 月 日 和歌山県知事 様	主たる事務所の 所在地	〒	電話 () — FAX () —
	(フリガナ)		
	認定特定非営利 活動法人の名称		
	(フリガナ)		
	代表者氏名		⑨
	認定の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	本申請において適用するパブリックサポート基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	認定の有効期間の満了日の 6 月前の日	年 月 日	
	認定の有効期間の満了日の 3 月前の日	年 月 日	
事業年度	月 日 ~ 月 日		

特定非営利活動促進法第 51 条第 2 項の認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

その他の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電話 () — FAX () —		
〒 電話 () — FAX () —		

(認定の有効期間の更新の申請書次葉)

申請法人名		
その他の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () ー F A X () ー		
〒 電 話 () ー F A X () ー		
〒 電 話 () ー F A X () ー		
〒 電 話 () ー F A X () ー		
〒 電 話 () ー F A X () ー		
〒 電 話 () ー F A X () ー		
〒 電 話 () ー F A X () ー		
〒 電 話 () ー F A X () ー		

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記第 21 号様式 (第 21 条関係)

受付印

認定特定非営利活動法人等が定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日 和歌山県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話 () ー
	その他の事務所の所在地	〒 電話 () ー
	(フリガナ)	
	認定特定非営利活動法人等の名称	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	⑩
	認定 (仮認定) の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第 52 条第 2 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定により提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・ 社員総会の議事録の 謄本 ・ 変更後の定款	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記第 22 号様式 (第 22 条関係)

認定特定非営利活動法人等の代表者変更届出書

受付印

年 月 日 和歌山県知事 様	主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	電話 () ー
	認定特定非営利活動法人等の名称	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	Ⓜ
	認定 (仮認定) の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第 53 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定により提出します。

異動年月日	変更後の代表者氏名及び住所	変更前の代表者氏名及び住所

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記第 23 号様式 (第 23 条関係)

認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等提出書

受付印

年月日 和歌山県知事 様	主たる事務所の	〒	
	所在地	電話 ()	—
		FAX ()	—
	(フリガナ) 認定特定非営利 活動法人等の名称		
	(フリガナ) 代表者氏名	印	
	認定 (仮認定) の有効期間	事業年度	
自 年 月 日	自 年 月 日	至 年 月 日	至 年 月 日
至 年 月 日	至 年 月 日		

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定により以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	オ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類)		カ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
		キ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合 (その金額が 200 万円以下の場合に限る。) におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号 (ロに係る部分を除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類		
イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項				
ウ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引 (イ) 役員等との取引			認定基準等チェック表 (第 3 表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員 の 状況」第 3 表付表 1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第 3 表付表 2	
			認定基準等チェック表 (第 4 表) (初葉)	
			認定基準等チェック表 (第 5 表)	
エ 寄附者 (当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員 の 配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。) の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		認定基準等チェック表 (第 7 表)		
		欠格事由チェック表		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 上記 (3) における書類は、認定特定非営利活動法人制度の手引きに記載する認定基準等チェック表及び欠格事由チェック表を用いること。

別記第 24 号様式 (第 24 条関係)

受付印

認定特定非営利活動法人等が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

年 月 日 和歌山県知事 様	主たる事務所の所在地	〒 電話 () -	
	(フリガナ) 認定特定非営利活動法人の名称		
	(フリガナ) 代表者氏名	⑩	
	認定 (仮認定) 年月日	年 月 日	
	認定 (仮認定) の有効期間	自	年 月 日
		至	年 月 日

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定により助成の実績を以下のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記第 25 号様式 (第 24 条関係)

認定特定非営利活動法人等が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書

受付印

年 月 日 和歌山県知事 様	主たる事務所所在地	〒
	(フリガナ)	電話 () -
	認定特定非営利活動法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	印
	認定 (仮認定) 年月日	年 月 日
	認定 (仮認定) の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

海外へ 200 万円超の [送金 金銭の持出し] を [行うことになった 行った] ので、特定非営利活動促進法

第 55 条第 2 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。) の規定により、以下のとおり提出します。

金額	使 途	予 定 日 (実 施 日)
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日

(事前に提出できなかった場合の理由)

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記第 26 号様式 (第 25 条関係)

仮認定特定非営利活動法人としての仮認定を受けるための申請書

受付印

年月日 和歌山県知事様	主たる事務所の所在地	〒 電話 () — FAX () —
	(フリガナ)	
	特定非営利活動法人の名称	
	(フリガナ)	
	代表者氏名	Ⓜ
	設立年月日	年 月 日
	事業年度	月 日 ~ 月 日
	過去の認定の有無 (過去に認定した所轄庁)	有 ・ 無 ()
過去の仮認定の有無 (過去に仮認定した所轄庁)	有 ・ 無 ()	

特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項の仮認定を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

その他の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電話 () — FAX () —		
〒 電話 () — FAX () —		
〒 電話 () — FAX () —		

(仮認定申請書次葉)

申請法人名	
-------	--

その他の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記第 27 号様式 (第 26 条関係)

受付印

特定非営利活動促進法第 63 条第 1 項又は同条第 2 項の合併の
認定を受けるための申請書

年月日 和歌山県知事 様	主たる事務所の 所在地	〒		電話 () — FAX () —
	(フリガナ)			
	特定非営利活動 法人の名称			
	(フリガナ)			
	代表者氏名	⑩		
	認定(仮認定)年月日	年 月 日	法第 63 条第 1 項申請において適用 するパブリックサポートテスト基準	
	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 仮認定 の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
事業年度	月 日～ 月 日			

特定非営利活動促進法第 63 条 第 1 項
第 2 項 の合併の認定を受けたいので申請します。

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称 (代表者氏名)	電話 () — FAX () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称 (代表者氏名)	電話 () — FAX () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称 (代表者氏名)	電話 () — FAX () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外

合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。

申請法人名		(合併認定申請書次葉)		
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分	
合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称 (代表者氏名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称 (代表者氏名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称 (代表者氏名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称 (代表者氏名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称 (代表者氏名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称 (代表者氏名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称 (代表者氏名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称 (代表者氏名)	電 話 () — F A X () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外	

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。